

法 令 名	騒音規制法（昭和43.6.10 法律第98号） 徳島県生活環境保全条例（平成17.3.30 徳島県条例第24号） （騒音に係る規制）											
制 度 の 趣 旨	この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。（法第1条） ※建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、政令で定めるものを「特定建設作業」と定義している。											
指 定 地 域	都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。（法第3条） ※法及び県条例に基づいて規制地域（第1～2号区域、県条例区域）が定められており、県下全域を指定地域としている。 ※地域指定図については、市は市役所、町村は町村役場又県庁環境管理課において閲覧可能。											
特 定 建 設 作 業 の 種 類	騒音規制法・徳島県生活環境保全条例ともに規制対象 1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 2 びょう打ち機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業 騒音規制法のための規制対象 1 バックホウを使用する作業 2 トラクターショベルを使用する作業 3 ブルドーザーを使用する作業 ※それぞれ、例外や規制対象規模等があるため、詳しくは市町村役場にお問い合わせください。											
規 制 基 準	<table><tr><td>騒音の大きさ</td><td>作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと</td></tr><tr><td>夜間・深夜の作業の禁止</td><td>第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域・条例区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止</td></tr><tr><td>1日の作業時間の規制</td><td>第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域・条例区域－14時間を超えないこと</td></tr><tr><td>同一場所における作業期間</td><td>連続して6日間を超えないこと</td></tr><tr><td>日曜日その他休日における作業</td><td>禁止</td></tr></table>		騒音の大きさ	作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと	夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域・条例区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止	1日の作業時間の規制	第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域・条例区域－14時間を超えないこと	同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと	日曜日その他休日における作業	禁止
騒音の大きさ	作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと											
夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域・条例区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止											
1日の作業時間の規制	第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域・条例区域－14時間を超えないこと											
同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと											
日曜日その他休日における作業	禁止											
届 出 手 続	特定建設作業を伴う建設工事を行う場合には、作業開始の7日前までに市町村長（環境関係課）に届出なければならない。 市町村長は、特定建設作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことによって周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音の防止の方法の改善等を勧告・命令することができる。 特定建設作業 施 工 者 届出（作業開始7日前） → 市町村長 ← 改善勧告・改善命令											
照 会 先	各市町村役場（環境関係課）											